

## 設置・運営に係る条件

## 1 さいたま市図書館の概要

## (1) 所在地・来館者数

館名	所在地	年間来館者数 (令和3年度統計)
中央図書館	浦和区東高砂町 11-1	832,152 人
北浦和図書館	浦和区北浦和 1-4-2	292,706 人
東浦和図書館	緑区中尾 1440-8	375,399 人
大宮西部図書館	北区榊引町 2-499-1	155,429 人
春野図書館	見沼区春野 2-12-1	119,976 人
与野図書館	中央区下落合 5-11-11	280,116 人
岩槻図書館	岩槻区本町 4-2-25	68,163 人
桜図書館	桜区道場 4-3-1	318,431 人
北図書館	北区宮原町 1-852-1	514,062 人
武蔵浦和図書館	南区別所 7-20-1	399,585 人
桜木図書館	大宮区桜木町 1-10-18	94,167 人

## (2) 休館日・開館時間（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため変更する場合があります）

館名	休館日	開館時間
中央図書館	第1・第3月曜 ※国民の祝日・休日の場合は開館し、翌々日（水曜）に休館	平日 9時～21時 土・日・祝休 9時～18時
北浦和図書館	毎週月曜 ※国民の祝日・休日の場合は開館し、翌々日（水曜）に休館	平日 9時～20時 土・日・祝休 9時～18時
東浦和図書館		
大宮西部図書館		
春野図書館		
与野図書館		
桜図書館		
北図書館		
武蔵浦和図書館		
桜木図書館	毎週火曜 ※国民の祝日・休日の場合は開館し、翌日（水曜）に休館	平日 9時～18時 土・日・祝休 9時～17時

※休館日は、上記の他、年末年始（12月29日～1月4日）、特別整理期間があります。

## 2 設置場所

- ①設置場所：さいたま市図書館11館、22か所  
※別添「物件調書」を参照してください。
- ②寸法：A1サイズ程度

## 3 広告掲載・設置に関する条件

- (1) 「さいたま市広告掲載要綱」、「さいたま市広告掲載基準」及び「さいたま市教育委員会所管の印刷物及びホームページにおける広告掲載の取扱いについて」並びに関連法令を遵守するとともに、事前に市の審査を受けその承認を得たものでなければ掲載・設置できません。審査に関する資料及び提出期限等は市の指定に従ってください。
- (2) 広告物の内容に変更がある場合は、再審査を受けてください。
- (3) 広告物の内容に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとします。
- (4) 広告掲示用パネル本体に事業者の連絡先を明示してください。

## 4 寄贈図書に関する条件

- (1) 寄贈図書の相当額は、本募集要項の「様式第6号 寄贈図書の相当額提案書」により提案された額とします。なお、広告の掲示がない期間があっても額の変更は行いません。
- (2) 寄贈図書は、提案の寄贈図書の相当額の範囲内で市が指定することとし、市が指定する方法により、期限までに納品してください。
- (3) 図書の寄贈とは別に、地方自治法第238条の4第7項に基づく使用許可をその設置期間について受け、さいたま市行政財産の使用料に関する条例（平成13年さいたま市条例第78号）に基づく使用料及び建物総合損害共済負担金を、市が指定する方法により、期限までに納付してください。
- (4) 各図書館における使用料（令和5年4月から使用する場合の1㎡あたりの年額）

・中央図書館	35,424円
・北浦和図書館	11,964円
・東浦和図書館	32,760円
・大宮西部図書館	15,984円
・春野図書館	31,776円
・与野図書館	16,704円
・岩槻図書館	11,328円
・桜図書館	30,036円
・北図書館	30,168円
・武蔵浦和図書館	33,480円
・桜木図書館	62,040円

※設置面積について1㎡に満たない端数がある場合は、端数を切り上げて使用料を算出します。  
※上記の使用料等は年度によって変動するものであるため、積算における金額として提示するものであり、実際の協定締結時には再積算します。

## 5 協定の締結

内定された事業者は、協定を締結するものとし、設置開始時期については協定締結時に決定します。

この協定は1年を単位として4回まで更新可とし、市、事業者のいずれかから協定終了の3か月前までに書面による申出がない限り自動更新するものとします。ただし、使用許可した設置期間の更新を受けようとする場合には、使用期間満了の日の30日前までに、市が指定する申請書を提出してください。

## 6 目的外使用及び転貸・再委託等の禁止

使用する財産について、指定された用途若しくは目的以外に使用することは禁止します。

また、協定に基づく権利の一部又は全部を他の者に転貸し、譲渡し、担保に供し、又は営業を委託することは禁止します。

## 7 原状回復義務

協定期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、使用許可した物件を自己の負担で原状回復し、市が指定する期日までに引き渡さなければならないものとします。

ただし、市が特に承諾したときは、この限りではありません。

期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができるものとします。

この場合、事業者は市に対し、何らの異議を申し立てることができません。

## 8 損害賠償

(1) 事業者が、物件の使用に当たり図書館又は第三者に損害を与えた場合は、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければならないものとします。

(2) 事業者がその責めに帰する理由により、物件の一部又は全部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を市に支払うものとします。

ただし、事業者が自己の負担で物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

## 9 施設の長期休館

図書館の施設修繕またはその他の事由により、1か月以上休館となる場合の使用料及び寄贈図書相当額は休館する期間を除いて月割り計算した金額とします。

## 10 その他の条件

(1) 広告掲示用パネルの設置にあたっては、図書館の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない形状及び構造としてください。

(2) 広告掲示用パネルの落下及び破損等により、図書館利用者等及び設置施設に危険を生じさせることのないようにしてください。

(3) その他設置・運営に際し必要な事項が発生した場合は、市と協議してください。